

答 申 第 5 1 号
平成19年 5 月31日

青森県知事 殿

青森県情報公開審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第 1 項の規定による諮問について（答申）

平成18年 4 月26日付け青人第75号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

職員処分に係る文書についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、次に掲げる部分については開示することが妥当であり、また、着服金額等認定表（「着服金額（損害額）等の認定の概要」に係る添付資料）については、改めて開示・不開示の範囲及び不開示とする部分がある場合には不開示とする理由を検討するべきである。

なお、本件異議申立てに係る一部開示決定を変更し、当該一部開示決定に係る行政文書を開示する旨の決定を行う場合において、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第13条第1項に規定する第三者に関する情報を開示するときは、条例第17条第4項第2号の趣旨を踏まえ、当該決定を行う前に当該第三者から意見を聴取するとともに、当該第三者が開示に反対の意思を表示したときは、条例第13条第3項に規定する措置と同様の措置を講ずるべきである。

1 「職員の懲戒処分等について（平成11年11月19日付け起案）」（以下「平成11年事案文書」という。）関係

(1) 「県税事務所職員による徴収税着服事件に係る処理方針について」の2ページ中、上から8行目3字目から同9行目24字目まで、4(1)アの【説明】に係る本文の1行目から6行目まで（懲戒免職となった職員の氏名を除く。）並びに下から9行目から同8行目9字目まで

(2) 各質問調書の1枚目に記載された、表題、事情聴取を行った職員の所属、職名及び氏名並びに事情聴取の日時、場所を含む事情聴取を行った旨の記載（懲戒免職となった職員の所属、職名及び氏名を除く。）に係る部分

2 「職員に対する懲戒処分について（平成18年1月24日付け起案）」（以下「平成18年事案文書」という。）関係

(1) 店舗の名称及び住所並びに駐在所の名称

(2) 「万引き事案に係る対応方針について」の3ページ中、下から4行目から同2行目11字目まで

- (3) 各質問調書の1枚目に記載された、表題、事情聴取を行った職員の所属、職名及び氏名並びに事情聴取の日時、場所を含む事情聴取を行った旨の記載(停職となった職員の氏名を除く。)に係る部分

第2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成18年3月23日、実施機関に対し、青森県情報公開条例第5条の規定により、「職員処分に係る文書一式(解雇、停職の事案各1件(直近のもの)、被処分者が宣誓書を提出しているものに限る。)」について、行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、平成11年事案文書及び平成18年事案文書(以下「本件行政文書」という。)を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、本件行政文書について、条例第7条第3号、第4号及び第7号に該当するとして、一部開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成18年4月5日、異議申立人に通知した。
なお、本件処分における開示しない部分及び開示しない理由は、別表のとおりである。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年4月10日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書によると、実施機関が本件処分において不開示とした部分(被処分者の氏名、住所を除く。)は、条例第7条第

3号、第4号及び第7号に該当しないというものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

1 平成11年事案文書関係

(1) 懲戒処分等の対象者に係る所属（所属を特定し得る任命権者名及び場所を含む。）、職名（特定の個人が識別され得ないものを除く。）、氏名、年齢及び住所について

ア 懲戒処分等を受けた職員に係る「所属」（所属を特定し得る情報を含む。）、「職名」（特定の個人が識別され得ないものを除く。）、「氏名」、「年齢」、「住所」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であると認められることから、条例第7条第3号本文に該当するものと判断される。

イ その上で、これらの情報の同号ただし書への該当性を検討した場合、特定の職員が懲戒処分等を受けたという情報、すなわち職員の身分取扱いに係る情報については、確かに公務員としての「職務に係る情報」であるとは考えられるものの、公務員が行政機関又はその補助員として、担任する事務を遂行する場合における当該情報を指すものではないと考えられることから、「職務の遂行に係る情報」（同号ただし書八）には該当しないものと認められ、結果、不開示とすることが妥当と判断した。

(2) 「着服金額（損害額）等の認定の概要」に係る添付資料（着服金額等認定表）（全体）について

ア 当該資料には、各関係納税者の住所、氏名、徴収額等が記録されており、これらの情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、不開示とすることが妥当と判断した（条例第7条第3号）。

イ さらにその上で、これらの情報を除いた場合、当該資料中には税目等の情報しか残らず、結果、有意の情報が記録されているとは認められないことから、当該資料

の全体を不開示とすることが妥当と判断した（条例第8条第1項）。

- (3) 「県税事務所職員による徴収税着服事件に係る処理方針について」の1ページ中、下から13行目から同10行目まで及び「県税事務所職員の徴収税着服の件について」の1ページ中、上から12行目から同15行目までについて

当該部分には、職員における私生活上のトラブルの内容が記録されており、その内容を踏まえた場合には、これが公にされることにより、たとえ職員の氏名等を不開示とした場合でも、なお個人の権利利益を害するものと認められることから、不開示とすることが妥当と判断した（条例第7条第3号）。

- (4) 質問調書（全体）について

当該調書には、当事者である職員からの事情聴取の内容が直接記録されているものであり、以下に掲げた二つの不開示理由に該当するものと認められることから、その全体を不開示とすることが妥当と判断した。

ア 個人情報に該当（条例第7条第3号）

職員の氏名等が記録された部分については、特定の個人を識別することができるものであり、また、職員からの聴取内容が記録された部分については、職員個人の内心の状況等が直接記録されており、これが公にされた場合には個人の権利利益を害するおそれがある。

イ 事務事業情報に該当（条例第7条第7号）

当事者からの事情聴取の内容が直接記録されている行政文書を開示することとした場合には、今後同種の事情聴取を行う場合に、当事者がその内容を開示されることを考慮した結果として、当事者からの正確な事実の把握が困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

- (5) 「県税事務所職員による徴収税着服事件に係る処理方針について」の2ページ中、上から8行目から同9行目24字目まで、4(1)アの【説明】に係る本文（全体）並びに下から9行目から同8行目9字目までについて

当該部分には、県が懲戒処分等の量定を決定にするに当たり、認定した事実に対する評価の程度及び判断の状況などが具体的に記録されており、かかる内容を開示することとした場合には、県における職員の身分取扱いの具体的な実態が明らかとなり、今後同種の懲戒処分等を行う場合に、関係者に対して予断を与えること等により、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、不開示

とすることが妥当と判断した（条例第7条第7号）。

2 平成18年事案文書関係

(1) 懲戒処分等の対象者に係る所属（所属を特定し得る文書番号、公印及び他の職員の氏名を含む。）、氏名及び年齢（停職処分を受けた者の職名及び年齢を除く。）並びに窃盗事件の先例に係る所属、職及び氏名について

ア 懲戒処分等を受けた職員に係る「所属」（所属を特定し得る情報を含む。）、「職名」（特定の個人が識別され得ないものを除く。）、「氏名」、「年齢」、「住所」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であると認められることから、条例第7条第3号本文に該当するものと判断される。

イ その上で、これらの情報の同号ただし書への該当性を検討した場合、特定の職員が懲戒処分等を受けたという情報、すなわち職員の身分取扱いに係る情報については、確かに公務員としての「職務に係る情報」であるとは考えられるものの、公務員が行政機関又はその補助員として、担任する事務を遂行する場合における当該情報を指すものではないと考えられることから、「職務の遂行に係る情報」（同号ただし書八）には該当しないものと認められ、結果、不開示とすることが妥当と判断した。

ウ ただし、停職処分を受けた者の「職名」及び「年齢」を平成18年1月に公表しているため、これらは請求日現在においても公衆が知り得る状態に置かれているものと認められることから、当該職名及び年齢についてのみ、「慣行として公にされている情報」（同号ただし書イ）に該当するものとして、開示することが妥当と判断した。

(2) 店舗名（店舗名を特定し得る最寄りの駐在所の名称を含む。）及び店舗の住所について

万引き被害に遭った店舗に係る名称（当該名称を特定し得る情報を含む。）及び住所については、当該事実が公にされた場合、当該店舗に対するいわれのない憶測等を招き、社会的信用の低下等、法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、不開示とすることが妥当と判断した（条例第7条第4号）。

(3) 質問調書（全体）及び当該質問調書の内容を転記等した部分（全体）について

当該調書及びその内容を転記等した部分には、当事者である職員からの事情聴取の内容が直接記録されているものであり、以下に掲げた二つの不開示理由に該当するものと認められることから、その全体を不開示とすることが妥当と判断した。

ア 個人情報に該当（条例第7条第3号）

職員の氏名等が記録された部分については、特定の個人を識別することができるものであり、また、職員からの聴取内容が記録された部分については、職員個人の内心の状況等が直接記録されており、これが公にされた場合には個人の権利利益を害するおそれがある。

イ 事務事業情報に該当（条例第7条第7号）

当事者からの事情聴取の内容が直接記録されている行政文書を開示することとした場合には、今後同種の事情聴取を行う場合に、当事者がその内容を開示されることを考慮した結果として、当事者からの正確な事実の把握が困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

- (4) 「万引き事案に係る対応方針について」の3ページ中、上から2行目から同11行目まで及び上から13行目から最終行6字目まで並びに同4ページ中、上から2行目から同5行目11字目まで、上から4行目36字目から42字目まで及び最終行について

当該部分には、県が懲戒処分等の量定を決定にするに当たり、認定した事実に対する評価の程度及び判断の状況などが具体的に記録されており、かかる内容を開示することとした場合には、県における職員の身分取扱いの具体的な実態が明らかとなり、今後同種の懲戒処分等を行う場合に、関係者に対して予断を与えること等により、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、不開示とすることが妥当と判断した（条例第7条第7号）。

3 その他

異議申立人は、異議申立ての理由において、「被処分者の氏名、住所を除く」と述べていることから、本件処分において不開示とした各情報のうち、懲戒処分等の対象者に係る「氏名」及び「住所」を不開示としたことについては、特に異議が申し立てられていないものと認識している。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

なお、異議申立人は、異議申立書の「5 異議申立ての理由」において、「被処分者の氏名及び住所を除く」としており、実施機関が本件処分において不開示とした部分のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分や服務監督権に基づく措置（以下「懲戒処分等」という。）の対象となった職員に係る氏名及び住所については本件異議申立ての対象としていないものと認められるので、当該部分については、当審査会の判断の対象としないものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、任命権者たる実施機関が、職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行をした職員に対し、懲戒処分等を行うに当たっての起案文書であり、その内容及び本件処分において実施機関が不開示とした部分は、次のとおりである。

(1) 平成11年事案文書

ア 平成11年事案文書は、平成11年に発覚した県税事務所職員による徴収税着服事件（以下「平成11年事案」という。）について、青森県行政監察規程（昭和38年10月青森県訓令甲第46号）第3条の規定による特別監察の結果等に基づき、事件を起こした職員及び事件当時の管理監督者に対する懲戒処分等を行うに当たって作成された起案文書であり、起案文書の表紙、起案理由、「県税事務所職員による徴収税着服事件に係る処理方針について」（平成11年11月18日付け人事課）、辞令書、処分事由説明書、懲戒処分に係る職員の所属長等に対する通知文、質問調書及び「職員による徴収税着服事件について」（平成11年11月17日付け青税号外税務課長名文書）で構成されている。

イ 平成11年事案文書に記録された情報のうち、本件処分において実施機関が不開示とした部分は、次の情報（以下「本件情報1」という。）であると認められる。

(ア) 懲戒処分等の対象者に係る所属（所属を特定し得る任命権者名及び場所を含む。）、職名（特定の個人が識別され得ないものを除く。）、氏名、年齢及び住所

(イ) 「県税事務所職員による徴収税着服事件に係る処理方針について」の1ページ

中、下から13行目から同10行目まで

- (ウ) 「県税事務所職員による徴収税着服事件に係る処理方針について」の2ページ中、
 - a 上から8行目から同9行目24字目まで
 - b 4(1)アの【説明】に係る本文(全体)
 - c 下から9行目から同8行目9字目まで
- (I) 質問調書(全体)
- (オ) 「職員による徴収税着服事件について」の別紙「県税事務所職員の徴収税着服の件について」の1ページ中、上から12行目から同15行目まで
- (カ) 「職員による徴収税着服事件について」の別紙「着服金額(損害額)等の認定の概要」に係る添付資料(着服金額等認定表)(全体)

(2) 平成18年事案文書

ア 平成18年事案文書は、平成17年7月18日月曜日に青森市内のホームセンターで発生した窃盗事案(以下「平成18年事案」という。)に関し、事件を起こした職員及び事件当時の管理監督者に対する懲戒処分等を行うに当たって作成された起案文書であり、起案文書の表紙、起案理由、「万引き事案に係る対応方針について」(平成18年1月23日付け人事課)、「万引き事案に係る処分の公表について」(平成18年1月23日付け人事課)、辞令書、処分事由説明書、懲戒処分等に係る職員の所属長等に対する通知文、報道機関への情報提供文書(「職員の不祥事件に係る処分について」(平成18年1月27日付け青森県総務部人事課長名文書))、「職員の不祥事件に係る知事コメント」(平成18年1月27日付け人事課)、質問調書、「万引き事案に係る特別監察 聴取内容」、「職員事故等報告書」(平成17年12月20日付け親第6号 所長名文書)、「青森県職員の非違行為について(回答)」(平成17年12月27日付け青森刑第653号青森地方検察庁検事正名文書)及び青森地方検察庁検事正に対する職員の非違行為の概要に係る回答依頼に関する起案文書で構成されている。

イ 平成18年事案文書に記録された情報のうち、本件処分において実施機関が不開示とした部分は、次の情報(以下「本件情報2」という。)であると認められる。

- (ア) 懲戒処分等の対象者に係る所属(所属を特定し得る文書番号、公印及び他の職員の氏名を含む。)、氏名及び年齢(停職処分を受けた者の職名及び年齢を除く。)
- (イ) 窃盗事件の先例に係る所属、職及び氏名
- (ウ) 店舗名(店舗名を特定し得る最寄りの駐在所の名称を含む。)及び店舗の住所
- (I) 「万引き事案に係る対応方針について」の3ページ中、
 - a 上から2行目から同11行目まで

- b 上から13行目から最終行6字目まで
- (オ) 「万引き事案に係る対応方針について」の4ページ中、
 - a 上から2行目から同5行目11字目まで
 - b 上から4行目36字目から42字目まで
 - c 最終行
- (カ) 質問調書(全体)及び当該質問調書の内容を転記等した部分(全体)

3 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして、本件情報1のうち2(1)イの(ア)、(イ)、(エ)、(オ)及び(カ)並びに本件情報2のうち2(2)イの(ア)、(イ)及び(カ)に掲げる情報を不開示としているので、以下、当該情報のうち懲戒処分等の対象となった職員の氏名及び住所を除く部分の条例第7条第3号該当性を検討する。

(1) 条例第7条第3号本文該当性について

ア 条例第7条第3号本文の趣旨

- (ア) 条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。
- (イ) このうち、「(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」の趣旨は、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報とするものであり、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれるものである。
- (ウ) 次に、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の趣旨は、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合については、不開示情報とするものである。

イ そこで、本件情報1のうち2(1)イの(ア)、(イ)、(エ)、(オ)及び(カ)並びに本件情報

2のうち2(2)イの(ア)、(イ)及び(カ)に掲げる情報(懲戒処分等の対象となった職員の氏名及び住所を除く。以下同じ。)が、条例第7条第3号本文に該当するかどうかについて検討する。

(ア) 2(1)イの(ア)に掲げる情報について

a 当該情報は、平成11年事案に関し懲戒処分等の対象となった職員に係る所属(所属を特定し得る任命権者名及び場所を含む。)及び職名(特定の個人が識別され得ないものを除く。)並びに平成11年事案に関し懲戒免職となった職員(事件を起こした職員)の年齢である。

b 懲戒免職となった職員については、本件処分において開示された平成11年事案文書の内容から、「昭和60年4月1日から 県税事務所納税課に勤務していること」、「平成8年4月1日から懲戒免職の日まで、 県税事務所において県税の滞納管理及び滞納整理に関する事務に従事するとともに、収納分任出納員として県税の徴収事務に従事していたものであること」が明らかとなっているところである。

このことから、懲戒免職となった職員の所属、職名及び年齢については、各情報単独では特定の個人を識別することはできないが、本件処分において開示された前記の情報や一般に販売されている職員録に掲載された情報等の情報と照合することによって、特定の個人を識別できると認められるものである。

c また、事件当時の県税事務所関係の管理監督者として懲戒処分を受けた職員については、本件処分において開示された平成11年事案文書の内容から、懲戒免職となった職員が所属する 県税事務所における平成8年度から平成11年度までの職名が明らかとなっているところである。

このことから、事件当時の県税事務所関係の管理監督者として懲戒処分を受けた職員の所属及び職名については、各情報単独では特定の個人を識別することはできないが、本件処分において開示された前記の情報、一般に販売されている職員録に掲載された情報等の情報と照合することによって、特定の個人を識別できると認められるものである。

d 加えて、事件当時の本庁関係の管理監督者として服務監督権に基づく措置を受けた職員の所属及び職名についても、各情報単独では特定の個人を識別することはできないが、本件処分において開示された在職当時の年度の情報、一般に販売されている職員録に掲載された情報等の情報と照合することによって、特定の個人を識別できると認められるものである。

(イ) 2(1)イの(イ)及び(オ)に掲げる情報について

a 当該情報は、平成11年事案に関し懲戒免職となった職員が、着服をした理由及び着服金の使途に関し供述した内容であり、私生活上のトラブルなどの内容

が記載されている。

- b 当該情報は、それ自体では特定の個人を識別することができないが、特定の個人の私生活上のトラブルや経済的損失を示す内容で、一般的には他人に知られたくないものであり、当該情報が公にされた場合には、当該個人の名誉や自尊心を損ない、精神的苦痛を与えることも否定できないなど、その権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

(ウ) 2(1)イの(エ)に掲げる情報について

- a 当該情報は、青森県行政監察規程第3条の規定に基づく特別監察として実施された事情聴取に係るものであり、平成11年事案の関係職員と面談の上、事実確認等をした内容が記載され、具体的には、被聴取者の所属及び職名、事情聴取を行った職員の所属、職名及び氏名、被聴取者からの聴取内容などとなっているものである。
- b 当該情報のうち、被聴取者の所属及び職名については、各情報単独では特定の個人を識別することはできないが、本件処分において開示された上記(ア)のb、c及びdの情報や一般に販売されている職員録に掲載された情報等他の情報と照合することによって、特定の個人を識別できると認められるものである。
- c また、事情聴取を行った職員の氏名については個人識別情報であり、その所属及び職名についても、各情報単独では特定の個人を識別することはできないが、一般に販売されている職員録に掲載された情報等他の情報と照合することによって、特定の個人を識別できると認められるものである。
- d 被聴取者からの聴取内容については、それ自体では特定の個人を識別することができないが、当該個人の内心の状況が記載されており、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

(イ) 2(1)イの(カ)に掲げる情報について

- a 当該情報は、平成11年事案に関し懲戒免職となった職員が着服した税について、県が事実関係を調査の上認定した、着服金額(損害額)、遅延利息に係る表であり、税の個数287件それぞれについて、番号(納税者数及び税の個数に係るもの)、納税者(住所、氏名)、年度、税目、徴収番号、期別、未納額、徴収額(徴収年月日、本税、延滞金、加算金、計)、払込額、着服額(損害額)、遅延利息、計の各欄に所要の情報が記録されている。
- b 当該情報について、実施機関は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」であるとし、その全体を不開示としているが、当審査会が見分したところ、納税者の氏名欄に記載された者の中には株式会社や有限会社が含まれるほか、納税者の氏名欄には個人の氏名が記載されているものの、当該者に係る税目欄が個人事業税や特別地方消費税になっているものも多数含まれていることが認められる。

c 条例第7条第3号においては、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」と規定しているが、これは、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、社会との関わり方において、法人等の事業に関する情報と同様の性格を有する面があることから、同条第4号に規定する「法人等情報」で判断するものとし、同条第3号の個人情報の範囲から除外したものである。

d このことから、前記aの情報のうち、納税者の氏名欄が株式会社や有限会社であるものに係る情報が条例第7条第3号の「個人に関する情報」に該当しないのはもちろんのこと、納税者の氏名欄に個人の氏名が記載されているものであっても、当該者に係る税目欄に個人事業税や特別地方消費税が記載されているものについては、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、同号の「個人に関する情報」には該当しないものである。

(オ) 2(2)イの(ア)に掲げる情報について

a 当該情報は、平成18年事案に関し懲戒処分等の対象となった職員に係る所属（所属を特定し得る文書番号、公印及び他の職員の氏名を含む。）及び平成18年事案に関し管理監督者責任を問われ服務監督権に基づく措置を受けた職員の年齢である。

b 本件処分において開示された平成18年事案文書の内容から、懲戒処分等の対象となった職員の職名が明らかとなっていること、停職となった職員についてはその所属が東青地区出先機関で、事件当時の職名は総務課長であり、男性職員であることが明らかとなっているところである。

c このことから、懲戒処分等の対象となった職員の所属及び管理監督者責任を問われ服務監督権に基づく措置を受けた職員の年齢については、各情報単独では特定の個人を識別することはできないが、本件処分において開示された前記bの情報や一般に販売されている職員録に掲載された情報等他の情報と照合することによって、特定の個人を識別することができると認められるものである。

(カ) 2(2)イの(イ)に掲げる情報について

a 当該情報は、窃盗事件の先例としての、過去に懲戒処分を受けた職員に係る所属及び職名である。

b 本件処分において開示された平成18年事案文書の内容から、当該職員については、その処分年月日、事件の概要、量定（懲戒免職）、刑事処分の内容が明らかとなっているところである。

c このことから、当該職員に係る所属及び職名については、各情報単独では特定の個人を識別することはできないが、本件処分において開示された前記bの情報や一般に販売されている職員録に掲載された情報等他の情報と照合することによって、特定の個人を識別することができると認められるものである。

(キ) 2(2)イの(カ)に掲げる情報について

- a 当該情報は、青森県行政監察規程第3条の規定に基づく特別監察として実施された事情聴取に係るものであり、平成18年事案に関し懲戒処分等の対象となった職員と面談の上、事実確認等をした内容が記載され、具体的には、被聴取者の所属及び職名、事情聴取を行った職員の所属、職名及び氏名、被聴取者からの聴取内容などとなっているものである。
- b 当該情報のうち、被聴取者の所属及び職名については、各情報単独では特定の個人を識別することはできないが、本件処分において開示された前記(オ)のbの情報や一般に販売されている職員録に掲載された情報等の情報と照合することによって、特定の個人を識別することができると認められるものである。
- c また、事情聴取を行った職員の所属、職名及び氏名については、前記(ウ)のcと同様の理由から、特定の個人を識別することができると認められるものであり、被聴取者からの聴取内容についても、前記(ウ)のdと同様の理由から、それ自体では特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるものである。

ウ よって、2(1)イの(ア)、(イ)、(I)、(オ)及び(カ)並びに2(2)イの(ア)、(イ)及び(カ)に掲げる情報については、次のとおりであると認められる。

(ア) 条例第7条第3号本文に該当する情報（以下「条例第7条第3号本文該当情報」という。）

a 2(1)イの(ア)、(イ)及び(オ)並びに2(2)イの(ア)及び(イ)に掲げる情報

b 2(1)イの(I)及び2(2)イの(カ)に掲げる情報のうち、被聴取者の所属及び職名、事情聴取を行った職員の所属、職名及び氏名並びに被聴取者からの聴取内容に係る部分

(イ) 条例第7条第3号本文に該当しない情報

2(1)イの(カ)に掲げる情報のうち、納税者の氏名欄が株式会社や有限会社であるものに係る部分及び納税者の氏名欄に個人の氏名が記載されているもので、当該者に係る税目欄に個人事業税や特別地方消費税が記載されているものに係る部分

(ウ) なお、2(1)イの(カ)に掲げる情報には、前述のとおり、明らかに条例第7条第3号に該当しないものが多数含まれているところであり、本件処分において、当該情報のすべてについて、条例第7条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の決定は妥当ではない。

(2) 条例第7条第3号ただし書該当性について

ア 条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定

されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項又は第55条第1項に規定する職員をいう。）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示すると規定している。

イ そこで、条例第7条第3号本文該当情報が、条例第7条第3号ただし書に該当するかどうかについて検討すると、まず、これらが同号ただし書口に該当しないことは明らかである。

ウ 条例第7条第3号ただし書イ該当性

(ア) 次に、条例第7条第3号本文該当情報が同号ただし書イに該当するかどうかについてであるが、公表慣行等に関し、懲戒処分等の事実を公表するに当たって、公表する事案、公表する時期、公表する情報の範囲等に係る基準の有無について、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「公表に係る取扱いについて具体的な基準は定めていないが、通常、マスコミ等で事案の概要が公表されているもの及び社会的影響が大きいと考えられるものについては、懲戒処分等を行った時点で公表を実施している」、「公表する情報の範囲については、事案に応じて個別に検討することになる」と述べているところである。

(イ) また、平成11年事案に関し懲戒処分等を実施した際の、懲戒処分等の事実の公表内容について、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、実施機関が提出した当時の記者発表資料から、事件を起こした職員について、その所属、職名、氏名及び年齢が、事件の概要として、事件発覚の期日、着服の状況及び着服金額等が、処分の内容として、事件を起こした職員に係る処分内容及び処分の理由並びに関係者に係る監督者責任の評価及び処分の内容がそれぞれ公表されていることが認められた。

(ウ) さらに、平成18年事案に関しては、平成18年事案文書に含まれた報道機関に対

する提供資料から、事件を起こした職員について、所属（東青地区出先機関）、職名、年齢及び性別が、処分の内容等として、事件を起こした職員に係る処分年月日、処分内容及び処分の理由が、そのほか不祥事件の再発防止に向けた取組がそれぞれ公表されていることが認められた。

- (I) これらのことからすると、実施機関においては、懲戒処分等の公表に係る取扱いの具体的な基準はなく、公表する情報の範囲についても事案に応じたものとなっていることが認められ、平成11年事案に関し懲戒処分等を受けた職員については当時の記者発表資料において特定の個人を識別することができる情報が公にされているところではあるが、時の経過によって、当該情報は、本件開示請求の時点では公にされていると見ることはできないものであり、条例第7条第3号本文該当情報には公表慣行等はなく、条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

エ 条例第7条第3号ただし書八該当性

- (ア) 次に、条例第7条第3号本文該当情報が同号ただし書八に該当するかどうかについてであるが、同八に規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が地方公共団体の機関等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するものであり、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであって、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、「職務の遂行に係る情報」の対象となる情報ではないとされているところである。

- (イ) 条例第7条第3号本文該当情報は、そのほとんどが、職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行をした職員に対する懲戒処分等の身分取扱い上の処遇に係る情報である。

- (ウ) 条例第7条第3号本文該当情報のうち、懲戒処分等の対象となった職員に係る部分には、当該懲戒処分等の対象となった職員の公務に関連する部分がないとも言えないが、職員が懲戒処分等を受けたことは公務遂行等に関し非違行為があったことにとどまらず、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報で、職員個人の私事に関する情報の面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員の固有の情報というべきものでもある。

このことからすると、条例第7条第3号本文該当情報のうち、懲戒処分等の対象となった職員に係る部分については、条例第7条第3号ただし書八には該当しない。

- (I) しかしながら、条例第7条第3号本文該当情報のうち、2(1)イの(I)及び2(2)イの(カ)に掲げる情報には、事情聴取を行った職員に係る情報として、その所属、職名及び氏名が含まれるところである。

当該事情聴取は、青森県行政監察規程第3条の規定に基づく特別監察として実施されたものであり、監察を行う職員として、同規程第6条においては、人事課

長、監察事務に従事する人事課のグループリーダーその他の職員、知事が指名する職員を規定しているところである。

このことからすると、2(1)イの(I)及び2(2)イの(カ)に掲げる情報のうち、事情聴取を行った職員の所属、職名及び氏名に係る部分は、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報であると認められ、条例第7条第3号ただし書八に該当するものである。

- (3) 以上から、本件情報1のうち2(1)イの(ア)、(イ)、(I)及び(オ)並びに本件情報2のうち2(2)イの(ア)、(イ)及び(カ)に掲げる情報については、次のとおりであると認められる。

ア 条例第7条第3号に該当する情報

(ア) 2(1)イの(ア)、(イ)及び(オ)並びに2(2)イの(ア)及び(イ)に掲げる情報

(イ) 2(1)イの(I)及び2(2)イの(カ)に掲げる情報のうち、被聴取者の所属及び職名並びに被聴取者からの聴取内容に係る部分

イ 条例第7条第3号に該当しない情報

2(1)イの(I)及び2(2)イの(カ)に掲げる情報のうち、事情聴取を行った職員の所属、職名及び氏名に係る部分

- (4) また、本件情報1のうち2(1)イの(カ)に掲げる情報には、明らかに条例第7条第3号に該当しないものが多数含まれていることから、実施機関においては、当該情報について、改めて開示・不開示の範囲及び不開示とする部分がある場合には不開示とする理由を検討するべきである。

4 条例第7条第4号該当性について

実施機関は、条例第7条第4号に該当するとして、本件情報2のうち2(2)イの(ウ)に掲げる情報を不開示としているので、以下、当該情報の条例第7条第4号該当性を検討する。

- (1) 条例第7条第4号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると

認められる情報を除く。」と規定している。

- (2) 2(2)イのウに掲げる情報は、平成18年事案において、万引き被害に遭った店舗にの名称及び住所並びに当該店舗の最寄りの駐在所の名称である。
- (3) 実施機関は、理由説明書において、「当該店舗が万引き被害に遭ったという事実が公にされた場合、当該店舗に対するいわれのない憶測等を招き、社会的信用の低下等、法人等の正当な利益を害するおそれがある」旨主張していることから、この点に関し、当審査会が実施機関に具体的な説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「万引き被害に遭ったという事実が公にされることにより、当該店舗が広く好奇の目にさらされるなどして、いわれのない噂や憶測等を招き、社会的評価及び信用が低下するおそれがあるとともに、類似の万引き行為を助長するなどして、営業活動に支障を来すおそれがあるものと考えられる」と述べているところである。
- (4) 平成18年事案において、万引き被害に遭った店舗は、いわゆる「ホームセンター」であり、この種の店舗における万引き行為の発生自体は、程度の差こそあれ、それほど珍しいことであるとは思われない。また、本件処分において開示された平成18年事案文書の内容から、当該万引き行為は当該店舗の店員に発見され、警察に通報されているところでもある。例えば、保安、防犯を業とする法人等において類似の行為が発生した場合等であればともかく、当該万引き行為がホームセンターである当該店舗で行われたという事実のみによって、直ちに当該店舗の社会的評価、社会的信用が低下するおそれや、類似の万引き行為を助長するなどにより営業活動に支障を来すおそれが生じるものということとはできない。また、仮にそのようなおそれがあるとしても、それは確率的な可能性にとどまるものであって、法的保護に値するほどの蓋然性があるものとは認められない。
- よって、万引き被害に遭った店舗の名称及び住所は、これを公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第7条第4号には該当しない。
- (5) なお、実施機関は、万引き被害に遭った店舗の最寄りの駐在所の名称について、これを公にすることによって、当該店舗の名称が特定されるとして不開示としているが、前記のとおり当該店舗の名称及び住所は条例第7条第4号には該当しないことから、当該駐在所の名称についても、これを不開示とする理由は存在しないものである。
- (6) 以上から、本件情報2のうち2(2)イのウに掲げる情報は、条例第7条第4号の情報には該当しない。

5 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、条例第7条第7号に該当するとして、本件情報1のうち2(1)イの(ウ)及び(イ)並びに本件情報2のうち2(2)イの(イ)から(カ)までに掲げる情報を不開示としているので、以下、当該情報の条例第7条第7号該当性を検討する。

(1) 条例第7条第7号の趣旨

ア 条例第7条第7号は、不開示情報として、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、「次に掲げるおそれ」については、「イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、「ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」、「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」、「ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」と規定している。

イ このうち、「ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」の趣旨は、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあることから、このような情報を不開示とするものである。

(2) 2(1)イの(イ)及び2(2)イの(カ)に掲げる情報について

ア 当該情報は、青森県行政監察規程第3条の規定に基づく特別監察として実施された事情聴取に係るものであり、「質問調書」には、表題、事情聴取の日時、場所を含む事情聴取を行った旨の記載並びに平成11年事案及び平成18年事案の事件を起こした職員やその監督者等関係職員と面談し、事実確認等をした内容が、被聴取者に

対する一問一答形式で記載されている。

このうち、被聴取者の所属及び職名に係る部分については、上記3で検討したとおり、条例第7条第3号に該当し、また、事情聴取を行った職員の所属、職名及び氏名に係る部分については、上記3(2)エで検討したとおり、条例第7条第3号ただし書八に規定する「職務の遂行に係る情報」に該当するものと認められるものであり、以下、これらの部分を除く部分について検討する。

なお、当該情報のうち、被聴取者からの聴取内容に係る部分についても、上記3において、条例第7条第3号に該当するものと判断したところであるが、実施機関は、条例第7条第7号該当性についても主張しているので、当該部分の同号該当性について改めて検討する。

イ 実施機関は、理由説明書において、「当事者からの事情聴取の内容が直接記録されている行政文書を開示することとした場合には、今後同種の事情聴取を行う場合に、当事者がある内容を開示されることを考慮した結果として、当事者からの正確な事実の把握が困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」と主張しているところである。

ウ このため、当審査会が実施機関に対し、この点に関する具体的な説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「質問調書の性格としては、特別監察の場における聴取者の質問内容及び被聴取者の証言内容を、被聴取者の面前で直接記録しているものである」、「実施機関から特に説明はしていないが、被聴取者においては、当然に当該調書が人事課限りで取り扱われ、これが外部に対して公開されることは一切ないとの前提の下で、事実をありのままに証言し、かつ署名捺印しているものと認識している」、「当該調書について、一部とはいえこれが開示されることとなった場合、今後、被聴取者においては、自らの証言内容が記録された文書が開示されることをおそれて、事実をありのままに証言することをためらうことも予想され、結果として懲戒権者における正確な事実の把握が困難となってしまふ事態が考えられるものであり、今後の特別監察に係る事務遂行に多大なる支障を及ぼすおそれがあるものと判断されることから、当該調書全体を開示しないこととした」と述べている。

エ 懲戒処分を行うためには、地方公務員法第29条第1項各号に規定する懲戒事由が存することが必要となるのはもちろんではあるが、懲戒処分が職員を道義的に非難する性質のものである以上、懲戒事由の発生について職員に帰責事由、すなわち故意又は過失があったことを必要とするものと解されている。

オ この点からすると、特別監察として実施される事情聴取は、職員の帰責事由の有

無もその内容となることが想定されるものであり、懲戒処分等を実施するに当たっての重要な調査であると認められるものである。

カ 事実、2(1)イの(イ)及び2(2)イの(カ)に掲げる質問調書の情報は、平成11年事案及び平成18年事案の関係者が、当該事情聴取の際に、事件の事実関係や事件を起こした職員の勤務状況等について、その知り得た事実を具体的かつ詳細に証言した内容となっており、これを公にした場合には、被聴取者において、自己の証言の内容が明らかになることを意識し、事実をありのままに述べることに消極的になることも考えられるなど、職員の帰責事由の有無を含め、正確な事実の把握が困難となつて、任命権者が公正かつ妥当な懲戒処分等を行うために必要な情報が十分に得られなくなる事態も予想される。

キ このことから、当該情報（事情聴取を行った職員の所属、職名及び氏名に係る部分を除く。）のうち、聴取者の質問内容及び被聴取者からの聴取内容に係る部分については、これを公にすることにより、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ク しかしながら、表題及び事情聴取の日時、場所を含む事情聴取を行った旨の記載に係る部分については、基本的には当該事案に係る事情聴取がいつ、どこで行われたかが記載され、また、これに加えても当該事情聴取が特別監察として行われた旨が記載されているにとどまるものであって、これを公にしたとしても、聴取者の質問内容及び被聴取者からの聴取内容に係る部分を公にした場合とは異なり、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

(3) 2(1)イの(ウ)並びに2(2)イの(イ)及び(オ)に掲げる情報について

ア 当該情報は、平成11年事案及び平成18年事案における関係者の処分等に関する方針であり、実施機関が、事件を起こした職員やその監督者に対する処分の量定等を決定するに当たり、認定した事実、当該事実に対する評価の程度・判断の状況などが記録されている。

イ 実施機関は、理由説明書において、「当該情報を開示することとした場合には、県における職員の身分取扱いの具体的な実態が明らかとなり、今後同種の懲戒処分等を行う場合に、関係者に対して予断を与えること等により、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる」と主張しているところである。

ウ このため、当審査会が実施機関に対し、この点に関する具体的な説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「量定決定に係る具体的な評価の過程及び評価の観点等を開示することとした場合には、懲戒権者による評価の手法そのものを公にすることになり、今後同種の処分等を行う場合において、事前に当該内容を把握した関係者が自らの処分等の実施を免れ、又は量定の軽減を図るために、何らかの隠蔽又は防衛等を図ることが懸念され、結果として適正な処分等の実施が妨げられるおそれがある」、「量定決定に係る具体的な評価の過程及び評価の観点等」とは、懲戒処分の量定を決定するに当たり、当該事案について、どのような考え方に基づいてどう評価し、どのような理由付けによって結論を導くのかを整理していく過程のことを指している」、「当該情報が開示されることとなった場合には、複数の類似の事案に関して開示請求を行うことにより、懲戒権者における評価の程度や判断の状況について一定程度の傾向を把握することが可能になるものと考えられる。その結果、非違行為を犯した又は犯そうとする者においては、自らに科されるであろう懲戒処分の量定を事前に察知し、その回避又は軽減を図るための隠蔽又は防衛行動（証拠の隠滅、関係者への根回し、特別監察の際の証言内容の調整など）を取ることが予想され、そのことにより、懲戒権者における適正な懲戒処分等の実施が妨げられるおそれが十分にあると考えられる」とした上で、「本件処分においては、当該部分における記載そのものではなく、むしろ当該部分が有する上記の性格について考慮及び重視した」旨述べている。

エ このことからすると、実施機関の主張は、結局のところ、「当該情報を公にすることにより、懲戒処分等の対象者や非違行為を犯そうとする者に予断を与えることになり、当該対象者等が懲戒処分等の回避やその軽減を図ることを目的に隠蔽行動等を取ることが予想され、この結果、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがある」とするものと認められる。

オ 地方公務員法第29条第1項においては、懲戒処分として、戒告、減給、停職及び免職の四つの種類が定められているが、職員に同条第1項各号に定める懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行う場合にいずれの処分を選択するかは、社会通念上著しく妥当性を欠き裁量権を付与した目的を逸脱して、裁量権を濫用したと認められる場合を除き、任命権者の裁量に任されているものと解されるものであり、任命権者は、同法第13条に規定する平等取扱いの原則、同法第27条第1項に規定する分限及び懲戒に係る公正の原則に従い、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の当該行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、適切、妥当な判断をするものと解される。また、これら懲戒処分に代わるものとしての、訓告等服務監督権に基づく措置についても、懲戒処分と同様に、任命権者の裁量権の行使として行われるものと

解される。

カ このことを踏まえ、懲戒処分等の実施に係る任命権者の裁量権の行使に関し、実施機関に対し、懲戒処分等を行うに当たっての処分等の量定の基準の有無について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「自動車事故又は道路交通法違反に係る事案に関しては、処分等の量定の基準を定めているが、それ以外の事案については、処分等の量定の基準及びこれに相当するものは特に定めていない」、「処分等の量定を決定するに当たり、具体的にどのような情報を参考とすべきかについては、事案に応じて個別に検討することになる」旨述べているところである。

キ 以上からすると、職員に非違行為があった場合などに、実施機関が懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行う場合にいずれの処分を選択するか、また、懲戒処分に代わる服務監督上の措置をとるかどうかについては、当該事案の内容に応じ、種々の情報も参考にしながら、個別具体的に検討を行うものであることが認められ、平成11年事案及び平成18年事案における関係者に対する懲戒処分等の実施、その量定についても、前記(2)のような性格を有する事情聴取の結果得られた情報などから、当該事案の原因、動機、性質、態様、影響等諸般の事情を考慮した上で決定されているものと認められる。

ク 2(1)イの(ウ)並びに2(2)イの(エ)及び(オ)に掲げる情報には、平成11年事案及び平成18年事案における関係者の懲戒処分の量定決定等について、どのような考え方に基いてどう評価し、どのような理由付けによって結論を導いたのかその過程が具体的かつ詳細に記載されている部分があり、これら具体的かつ詳細な検討過程に係る情報を公にすると、上述のような懲戒処分等の実情を踏まえれば、関係者からの率直な事情聴取が困難となるなどして非違行為等の正確な把握が困難となるのみならず、懲戒処分等を実施するに当たっての任命権者の率直で適正な評価を妨げる可能性があり、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるものである。

ケ しかしながら、2(1)イの(ウ)に掲げる情報のうち、懲戒免職となった職員に係る部分、当該職員が所属する監督者に係る前段の部分及び本庁の監督者に係る部分については、それぞれの懲戒処分等についての基本的な考え方が記載されたものであり、一般的、抽象的な表現にとどまり、当該事案に関する個別的な検討内容が記載されているものではない。これらは、上記のような具体的かつ詳細な検討過程に係る情報とまでは言えないものである。

また、当該部分に記載された情報は、平成11年事案に関し懲戒処分等を実施した際の記者発表資料において処分の内容として公表された情報とさほど異なるもので

はなく、当該記者発表資料の情報も、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとすれば、公表されなかったものと解されるところである。

これらのことから、2(1)イの(ウ)に掲げる情報のうち、懲戒免職となった職員に係る部分、当該職員が所属する監督者に係る前段の部分及び本庁の監督者に係る部分については、これを公にしたとしても、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

コ また、2(2)イの(イ)に掲げる情報のうち、停職4月を妥当として結論付けた箇所における、懲戒処分の根拠としての地方公務員法の該当条項が記載された部分についても、具体的かつ詳細な検討過程に係る情報とまでは言えず、これを公にしたとしても、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

(4) 以上から、本件情報1のうち2(1)イの(ウ)及び(イ)（被聴取者の所属及び職名並びに事情聴取を行った職員の所属、職名及び氏名に係る部分を除く。）並びに本件情報2のうち2(2)イの(イ)から(カ)（被聴取者の所属及び職名並びに事情聴取を行った職員の所属、職名及び氏名に係る部分を除く。）までに掲げる情報については、次のとおりであると認められる。

ア 条例第7条第7号に該当する情報

(ア) 2(1)イの(ウ)に掲げる情報のうち、次のイの(ア)に掲げる情報を除く部分

(イ) 2(2)イの(イ)に掲げる情報のうち、次のイの(イ)に掲げる情報を除く部分

(ウ) 2(2)イの(オ)に掲げる情報

(イ) 2(1)イの(イ)及び2(2)イの(カ)に掲げる情報のうち、次のイの(ウ)に掲げる情報を除く部分

イ 条例第7条第7号に該当しない情報

(ア) 2(1)イの(ウ)に掲げる情報のうち、懲戒免職となった職員に係る部分、当該職員が所属する監督者に係る前段の部分及び本庁の監督者に係る部分

(イ) 2(2)イの(イ)に掲げる情報のうち、停職4月を妥当として結論付けた箇所における懲戒処分の根拠としての地方公務員法の該当条項が記載された部分

(ウ) 2(1)イの(イ)及び2(2)イの(カ)に掲げる情報のうち、表題及び事情聴取の日時、場所を含む事情聴取を行った旨の記載に係る部分

6 結論

以上のとおり、本件情報1及び本件情報2には、条例第7条第3号、第4号及び第7

号に該当しない情報が含まれており、当該情報を開示すること等が妥当であるので、第1のとおり判断する。

なお、本件行政文書には条例第13条第1項に規定する第三者に関する情報が記録されているが、実施機関が本件処分を行うに当たり、同条第1項の規定による当該第三者に対する意見書提出の機会が付与されていない。このため、今後、実施機関が本件異議申立てに対する決定として、本件処分を変更し、当該第三者に関する情報を開示する場合には、条例第17条第4項第2号の規定が適用されないことから、実施機関が、当該変更の決定後、日を置かずに当該第三者に関する情報の開示を実施すると、当該第三者が当該変更決定に対し取消訴訟を提起する機会を失ってしまうこととなる。よって、実施機関は、本件異議申立てに対し、上記のような決定を行う場合には、条例第17条第4項第2号の趣旨を踏まえ、事前に当該第三者から意見を聴取するとともに、当該第三者が開示に反対の意思を表示したときは、条例第13条第3項に規定する措置と同様の措置を講ずるべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表

1 平成11年事案文書

開示しない部分	開示しない理由
<p>懲戒処分等の対象者に係る所属（所属を特定し得る任命権者名及び場所を含む。）、職名（特定の個人が識別され得ないものを除く。）、氏名、年齢、住所</p> <hr/> <p>「着服金額（損害額）等の認定の概要」に係る添付資料（着服金額等認定表）(全体)</p>	<p>・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため</p>
<p>「県税事務所職員による徴収税着服事件に係る処理方針について」の1ページ中、下から13行目～同10行目</p> <hr/> <p>「県税事務所職員の徴収税着服の件について」の1ページ中、上から12行目～同15行目</p>	<p>・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため</p>
<p>質問調書（全体）</p>	<p>・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるとともに、個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため</p> <p>・ 条例第7条第7号 当事者からの事情聴取の内容が直接記録されており、かかる文書を公にすると、今後同種の事情聴取を行う場合に当事者がその内容を開示されることを考慮し、当事者からの正確な事実の把握が困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>「県税事務所職員による徴収税着服事件に係る処理方針について」の2ページ中、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上から8行目～同9行目24字目 ・ 4(1) アの【説明】に係る本文（全体） ・ 下から9行目～同8行目9字目 	<p>・ 条例第7条第7号該当 量定の決定に当たって、評価の程度や判断の状況などが具体的に記録されており、かかる文書を公にすると、今後同種の懲戒処分等を行う場合に関係者に対して予断を与えること等により、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</p>

2 平成18年事案文書

開示しない部分	開示しない理由
<p>懲戒処分等の対象者に係る所属（所属を特定し得る文書番号、公印及び他の職員の氏名を含む。）、氏名、年齢（停職処分を受けた者の職名及び年齢を除く。）</p> <p>-----</p> <p>窃盗事件の先例に係る所属、職、氏名</p>	<p>・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため</p>
<p>店舗名（店舗名を特定し得る最寄りの駐在所の名称を含む。）、店舗の住所</p>	<p>・ 条例第7条第4号該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p>
<p>質問調書（全体）、当該質問調書の内容を転記等した部分（全体）</p>	<p>・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるとともに、個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため</p> <p>・ 条例第7条第7号該当 当事者からの事情聴取の内容が直接記録されており、かかる文書を公にすると、今後同種の事情聴取を行う場合に当事者その内容を開示されることを考慮し、当事者からの正確な事実の把握が困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>「万引き事案に係る対応方針について」の3ページ中、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上から2行目～同11行目 ・ 上から13行目～最終行6字目 <p>同4ページ中、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上から2行目～同5行目11字目 ・ 上から4行目36字目～42字目 ・ 最終行 	<p>・ 条例第7条第7号該当 量定の決定に当たって、評価の程度や判断の状況などが具体的に記録されており、かかる文書を公にすると、今後同種の懲戒処分等を行う場合に関係者に対して予断を与えること等により、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</p>

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 4 月27日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成18年 5 月17日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成18年 5 月25日 (第119回審査会)	・ 審査を行った。
平成18年 6 月22日 (第120回審査会)	・ 審査を行った。
平成18年 7 月27日 (第121回審査会)	・ 審査を行った。
平成18年 8 月31日 (第122回審査会)	・ 審査を行った。
平成18年 9 月28日 (第123回審査会)	・ 審査を行った。
平成18年10月26日 (第124回審査会)	・ 審査を行った。
平成18年11月22日 (第125回審査会)	・ 審査を行った。
平成18年12月21日 (第126回審査会)	・ 審査を行った。
平成19年 1 月16日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。

平成19年 1月25日 (第127回審査会)	・審査を行った。
平成19年 2月22日 (第128回審査会)	・審査を行った。
平成19年 3月23日 (第129回審査会)	・審査を行った。
平成19年 4月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成19年 4月26日 (第130回審査会)	・審査を行った。
平成19年 5月24日 (第131回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
栗原由紀子	青森中央学院大学経営法学部講師	
紺屋 博昭	弘前大学人文学部准教授	
平井 卓	青森大学経営学部非常勤講師	会長職務代理者
三上久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット 青森理事長	

(平成19年5月31日現在)